

平成29年7月4日

【注意】公費購入した図書等の全文電子複製について

情報部

公費購入した図書等については、全文電子複製（いわゆる「自炊」と呼ばれる行為。図書等の背を裁断等した後、全頁をスキャナーで取り込み、PDFを作成すること。）を行うことは、下記の理由により認められませんので、ご注意ください。

記

1. 物品管理上の問題

図書等は大学の資産であり、原形のまま永久保存し、備品として管理することが原則となっていますので、背を裁断する等の毀損行為は認められません。（本学会計規則及び固定資産等管理規程に抵触）

消耗品であっても、図書館を通じて公費で購入する図書等は公的利用が原則であり、その取扱いは備品に準じます。なお、国立大学法人会計基準において、1年以上の利活用が想定される図書等については、備品とすることが原則となっています。

2. 著作権法上の問題

電子複製後のPDFを共有することは、著作権法に抵触します。

【問合せ先】

情報部情報企画課図書情報係

内線：(角間) 5206

e-mail: intosyo@adm.kanazawa-u.ac.jp